

黒石市「UPる」先生任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月27日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第7号

黒石市「UPる」先生任用規則の一部を改正する規則

黒石市「UPる」先生任用規則（平成26年黒石市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（費用弁償）

第12条の2 指導員が職務のため通勤した場合に、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とするもの又は自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を常例とするもので、自宅から職務に従事する場所までの距離が行程4キロメートル以上である場合に限り、通勤費相当の費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額は、次の各号に掲げるところにより算出し、月の初日から末月までの期間において通勤した日数に応じて、当該月分を翌月に支給する。ただし、その額が月額10,000円を超えるときは10,000円とする。

(1) 交通機関を利用する場合は、算出する月の実費とする。

(2) 自動車等を利用する場合は、1日につき1キロメートル37円とする。

(3) 前2号を併用する場合は、第1号により算出した額と第2号により算出した額を合計して得た額とする。

3 指導員に対する旅行命令は、当該指導員が勤務する配置校の校長が行うものとする。

4 指導員は、第1項の要件を具備する場合は、通勤届（様式第4号）を教育長に提出するものとし、提出した内容に変更があった場合は、変更した内容の通勤届を速

やかに再提出するものとする。

第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第12条の2関係）

通 勤 届

年 月 日提出

黒石市立 学校長 様		学 校 所在地	主な届出の理由			
職名	黒石市 算数・数学「UPる」先生	氏 名	新規			
住所	〒 - 電話 - -		上記事実の発生年月日 年 月 日			
通勤の実情を下記のとおり届出します。						
	通勤方法	経 路	距離	所要時間	備考(交通機関利用の場合)	
					片道の運賃	1か月定期額
1		住居から(経由) まで	km	時間 分		
2		住居から(経由) まで	km	時間 分		
3		住居から(経由) まで	km	時間 分		
4		住居から(経由) まで	km	時間 分		
ほかに利用できる交通機関等の名称及び利用区間等						
通勤経路の略図(経路朱線)						

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の黒石市「UPる」先生任用規則の規定は、平成27年5月1日から適用する。